

令和8年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省8－Ⅲ①)

政策分野名 【施策名】	水産資源管理の着実な実施	担当部局名	水産庁 【管理調整課/漁獲監理官/国際課/研究指導課/漁場資源課/栽培 養殖課】
政策の概要 【施策の概要】	資源調査・評価の充実、新たな資源管理の着実な推進、漁業取締・密漁監視体制の強化等、海洋環境の変 化への適応	政策体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定) 第2 I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月21日改訂) Ⅲ 13. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I .[4] 1 .(3) iv) 水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定) 第2章 2. (3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保 ・規制改革実施計画(令和7年6月13日閣議決定) Ⅱ 実施事項 ・成長戦略等のフォローアップ(令和5年6月16日閣議決定) Ⅳ. 1. 「デジタル田園都市国家構想の推進」関連	政策評価 実施予定時期	未定

施策(1)	資源調査・評価の充実										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価(注1)を実施してきており、今後も主要魚種については再生産関係その他の必要な情報の収集及び第三者レビュー等を通じて資源評価の高度化を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	MSYベースの資源評価の拡大										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア MSYベースの資源評価対象資源数	38資源	令和5年度	45資源	令和12年度	-	-	38資源	38資源	40資源	S＝↑直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 1 (1)の「MSYベースの資源評価の拡大」に該当するアウトカム指標として設定。
					-	-	38資源	40資源	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和6年3月に策定・公表した資源管理の推進のための新たなロードマップでは、令和12年度までに45資源程度についてMSYベースの資源評価を実施することを目指しているため、目標値として設定。 なお、各年度の目標値については、ロードマップに定められていないことから、年度毎の目安値を便宜的に掲載。		
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の3月 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺の水産資源の評価により把握。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】			迅速な漁獲データ、電子的な漁獲報告等を可能とする情報システムの構築・運用などのDXを推進								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア TAC管理等に必要な漁船・許可 情報の一元管理システムを利用す る都道府県数	0 都道府県	令和 5年度	20 都道府県 以上	令和 9年度	-	-	-	-	20 都道府県 以上	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 1(1)の「迅速な漁獲データ、電子的な漁獲報告等を可能とする情報シス テムの構築・運用などのDXを推進」に該当するアウトカム指標として設定。
					-	-	-	5道県	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 成長戦略フォローアップ、水産基本計画等において目標等を定めており、本目標に沿っ た測定指標を設定。 DXの推進による業務の効率化として、TAC管理等に必要な漁船・許可情報の一元管 理システムを利用する都道府県数を新たに設定。 令和8年度以降に20都道府県以上が利用できるシステムを構築するために、令和7年度 までは、必要なシステムの構築・運用等を実施することとする。		
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度末 算出方法:都道府県等からの報告により把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合い(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(2)	新たな資源管理の着実な推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	改正漁業法に基づく資源管理の推進に当たっては、漁業者の理解と協力を得ながら、ロードマップの目標(令和12年度漁獲量444万トン)に向けて、TAC資源(注2)の拡大、IQ管理(注3)の導入、資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進などのロードマップに盛り込まれた工程を着実に推進していく。										
目標① 【達成すべき目標】	ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
ア 漁業生産量	331万トン	平成30年度	444万トン	令和12年度	369 万トン	378 万トン	388 万トン	397 万トン	406 万トン	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 2(1)の「ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現」に該当するアウトカム指標として設定。
					292 万トン	289 万トン	276 万トン	令和9年 3月上旬 把握予定	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 改正漁業法に基づく新たな資源管理については、令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、各年度の目標値については、ロードマップに定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度毎の目安値を便宜的に掲載。		
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計年報 作成時期:調査年度の翌年度の3月頃 算出方法:我が国の海面及び内水面漁業生産量から、藻類及び海産ほ乳類を除いた数値を集計								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		ロードマップに従い、漁獲量ベースで8割をTAC管理									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア 漁獲量のうちTAC資源の占める割合	60.5%	平成28 ～ 30年度の 平均	80%	令和 7年度	80%	80%	80%	80%	－	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 2(2)の「ロードマップに従い、漁獲量ベースで8割をTAC管理」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 改正漁業法に基づく資源管理について、法施行に先立ち令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とする目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。令和5年度末時点で、6.5割の資源においてTAC管理が開始されたものの、目標の8割には届かなかったことから、令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、令和7年度までに漁獲量ベースで8割の資源でTAC管理を開始とする目標等を定めることとしており、本指標についても引き続き、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、年度ごとの目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、令和6年度の目標値については、目標年度のものを仮置きしている。また、令和8年度以降の目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、未定としている。
					60.5%	64.6%	71.9%	76.5%			
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計年報(H28年度～H30年度の平均値) 作成時期:調査年度翌年の5月頃 算出方法:遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類を除いた数値を集計。漁獲量は年によって変動するものであり、施策の効果とは関係なしに達成度合いが増減してしまうことを避けるため、本指標の達成度合いを計算する際は、ロードマップ策定時に基準値を計算した際に使用した、平成28年度～平成30年度の平均漁獲量データを使用することとする。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		令和5年度までに、沖合漁業(大臣許可漁業)にIQ管理を原則導入									
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア IQ管理を導入した魚種・漁業種類の割合	0%	令和2年度	100%	令和5年度	100%	100%	-	-	-	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 2(3)の「令和5年度までに、沖合漁業(大臣許可漁業)にIQ管理を原則導入」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 改正漁業法に基づく新たな資源管理については、令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、令和5年度までにTAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入する目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、年度ごとの目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、令和4年度の目標値については、目標年度のものを仮置きしている。また、令和5年度までに本目標を達成したことから、令和6年度以降の目標値については「-」としている。
	把握の方法		出典:資源管理基本方針(漁業法第11条に基づく農林水産省告示) 作成時期:調査翌年度第1四半期中を目処に作成 算出方法:IQ管理を導入した魚種・漁業種類／令和5年度末までにIQ管理の導入を目指している魚種・漁業種類								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】		資源の維持・回復に効果的な取組の実践を推進									
測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度					
ア 検証の結果、効果ありと認められた資源管理協定の割合	0%	令和5年度	70%	令和8年度	-	-	70%	70%	70%	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 2(4)の「資源の維持・回復に効果的な取組の実践を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 改正漁業法に基づく資源管理について、令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、令和5年度までに資源管理計画からの移行が完了した資源管理協定に関する次のフェーズの目標として、令和8年度までに検証の結果、効果ありと認められた資源管理協定の割合を7割にするとの目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、年度ごとの目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、令和6年度以降の目標値については、目標年度のものを仮置きしている。
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査翌年度第1四半期中を目処に作成 算出方法:検証の結果、効果ありと認められた資源管理協定の数/検証を行った資源管理協定の数 ※「検証の結果、効果ありと認められた資源管理協定の数」、「検証を行った資源管理協定の数」はいずれも令和6年度からの累計値とする。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)		漁業取締、密漁監視体制の強化等									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		密漁監視体制の強化に向けて、改正漁業法による罰則強化等の措置を踏まえ、都道府県、警察、海上保安庁、水産庁を含めた関係機関との連携の強化や合同取締等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		特定水産動植物に係る密漁取締の推進									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
特定水産動植物(あわび、なまこ、 ア うなぎの稚魚)制度違反の検挙件 数	272件	令和3年度	対前年減 又は同数	毎年度	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 3(3)の「密漁監視体制の強化」に該当するアウトカム指標として設定。
											【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年12月に施行された改正漁業法により特定水産動植物制度が施行されたところであるが、漁業法第132条(特定水産動植物の採捕の禁止)違反の検挙件数について、各年度10件という目標を仮置きとして設定していたが、令和3年分の実績(令和3年1月～12月)が把握できたことから、基準値及び基準年度を見直したところ。なお、年度ごとの目標値については、検挙件数が各取締機関の取締活動に由来するものであるとともに、法改正による厳罰化(法第132条の新設)で密漁への抑止力を高め、取締活動の実施を通じて先々減少していくことが望ましいと考えているものであることから、「対前年減又は同数」としている。
	把握の方法		出典:都道府県調べ 作成時期:調査翌々年度の4月頃 算出方法:水産庁から都道府県に対して調査を依頼(警察及び海上保安庁については、都道府県から照会)								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝前年度の実績値／当該年度の実績値×100 A'ランク:150%超、Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】			関係国間や関係する地域漁業管理機関(RFMO(注4))における協議や協力を積極的に推進								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
国際機関による資源管理対象魚 ア 種のうち、我が国に 関係する魚種 の数	56魚種	令和 3年度	対前年増 又は同数	毎年度	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	対前年増 又は 同数	S＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第213(4)の「関係国間やRFMOにおける協議や協力を積極的に推進」に該 当するアウトカム指標として設定。
					57魚種	59魚種	62魚種	62魚種			【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国際機関による資源管理対象魚種については、RFMOの交渉において基本追加され ていくものであるため、我が国が資源管理に関わる、または我が国漁船が漁獲している魚 種について、我が国が資源管理措置の議論や実施に適切に対処することを示す上で、そ の対象魚種数が維持されていること、又は増加していることがメルクマークとして重要であ ることから、基準値・目標値として設定。
	把握の方法		出典:水産庁調べ(各RFMO、我が国の資源管理の実施状況) 作成時期:調査翌年度の5月頃 算出方法:調査結果を集計								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／前年度の実績値×100 A'ランク:150%超、Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満									

施策(4)		海洋環境の変化への適応										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		海洋環境の変化や地球温暖化を始めとした地球規模の環境変化に適応していくため、気候変動の影響も踏まえて、新たな資源管理システムによる科学的な資源評価に基づく数量管理の取組を着実に推進するとともに、資源変動に適応できる漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくための新たな操業形態への転換の段階的な推進や、現状を踏まえたサケの持続的なふ化放流体制を検討する。										
目標① 【達成すべき目標】		気候変動の影響も検証しつつ、新たな資源管理システムによる科学的な資源評価に基づく数量管理の取組を着実に推進										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
			基準年度		目標年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 漁獲量のうちTAC資源の占める割合【再掲】	60.5%	平成28 ～ 30年度の 平均	80%	令和 7年度	80%	80%	80%	80%	-	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 4(1)の「科学的な資源評価に基づく数量管理の取組を着実に推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 改正漁業法に基づく資源管理について、法施行に先立ち令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とする目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。令和5年度末時点で、6.5割の資源においてTAC管理が開始されたものの、目標の8割には届かなかったことから、令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」において、令和7年度までに漁獲量ベースで8割の資源でTAC管理を開始とする目標等を定めることとしており、本指標についても引き続き、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、年度ごとの目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、令和6年度の目標値については、目標年度のものを仮置きしている。また、令和8年度以降の目標値については、ロードマップにおいて定められていないことから、未定としている。	
	把握の方法		出典:漁業・養殖業生産統計年報(H28年度～H30年度の平均値) 作成時期:調査年度翌年の5月頃 算出方法:遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類を除いた数値を集計。漁獲量は年によって変動するものであり、施策の効果とは関係なしに達成度合いが増減してしまうことを避けるため、本指標の達成度合いを計算する際は、ロードマップ策定時に基準値を計算した際に使用した、平成28年度～平成30年度の平均漁獲量データを使用することとする。									
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		MSYに基づく新たな資源評価を着実に進める									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア MSYベースの資源評価対象資源数【再掲】	38資源	令和 5年度	45資源	令和 12年度	－	－	38資源	38資源	40資源	S＝↑直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 4(1)の「MSYに基づく新たな資源評価を着実に進める」に該当するアウトカム指標として設定。
					－	－	38資源	40資源	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和6年3月に策定・公表した資源管理の推進のための新たなロードマップでは、令和12年度までに45資源程度についてMSYベースの資源評価を実施することを目指しているため、目標値として設定。 なお、各年度の目標値については、ロードマップに定められていないことから、年度毎の目安値を便宜的に掲載。		
	把握の方法		出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の3月 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺の水産資源の評価により把握。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		漁業調整に配慮しながら、複合的な漁業への転換など操業形態の見直しを段階的に推進									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
ア 漁業生産量【再掲】	331万トン	平成 30年度	444万トン	令和 12年度	369 万トン	378 万トン	388 万トン	397 万トン	406 万トン	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第2 I 4 (2) の「漁業調整に配慮しながら、複合的な漁業への転換など操業形態の見直しの段階的な推進。」に該当するアウトカム指標として設定。 基本計画においては、近年の海洋環境の変化等により著しい不漁が起きている魚種を念頭に、単一の魚種のみ頼った操業形態などについて操業形態の見直しを段階的に推進することとしているが、具体的な進捗については、最終的には個々の漁業者の経営判断によるものであり、また、関係する漁業者等との漁業調整への配慮が必要となることから、操業形態の見直しについて直接的な指標を設定することは困難である。一方、このような取組の目的は、新たな資源管理の着実な推進によって回復した資源をより有効に活用することによって健全な経営体を育成し、もって漁業生産量の増大を目指すものであることから、漁業生産量の増大をアウトカム指標として設定する。
					292 万トン	289 万トン	276万 トン	令和9年 3月上旬 把握予定	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、目標等を定めており、水産基本計画においてもその内容を着実に進めることが記載されていることから、ロードマップの目標に沿った測定指標を設定。 なお、各年度の目標値については、ロードマップに定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度毎の目安値を便宜的に掲載。		
					把握の方法						出典: 漁業・養殖業生産統計年報 作成時期: 調査年度の翌年度の3月頃 算出方法: 我が国の海面及び内水面漁業生産量から、藻類及び海産ほ乳類を除いた数値を集計
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満									

目標④ 【達成すべき目標】		回帰率の良い取組事例の横展開									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				
ア サケの放流数	1,381 百万尾	令和 2年度	1,554 百万尾 (直近5カ年 の放流尾数 5中3平均 値)	令和 8年度	1,381 百万尾	1,424 百万尾	1,468 百万尾	1,511 百万尾	1,554 百万尾	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 サケの放流は各道県が実施しており、放流数についても各道県が決定しているが、近年のサケの不漁により採卵用親魚が不足していることから、放流数が減少している状況である。こうした状況を踏まえ、国が開発している大型種苗の生産技術等を活用し、回帰率の向上を図ることで、4年後以降に放流に必要なサケの種卵数が増加することが見込まれることから、放流数を測定指標として設定した。 基本計画第2 I 4(3)の「回帰率の良い取組事例の横展開」に該当するアウトカム指標として設定した。
			1,336 百万尾	1,160 百万尾	965 百万尾	令和9年 6月下旬 把握予定		【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 サケの不漁により放流数が減少している状況の中で、直近の放流数の水準まで回復させる必要があることから、直近5カ年の放流尾数5中3平均値を目標値として設定した。(H28: 1,630、H29:1,561、H30:1,781、R元:1,470、R2:1,381〔百万尾〕)			
	把握の方法		出典:国立研究開発法人 水産研究・教育機構「主な道県におけるサケの放流数と来遊数及び回帰率の推移」 作成時期:調査年度の翌々年度6月頃把握予定 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構「主な道県におけるサケの放流数と来遊数及び回帰率の推移」により把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段一覧

予算に係る政策手段						
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	予算事業 ID	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID
(1)	国際分担金 (昭和26年度) (関連:8-Ⅰ1⑧)	(3)-②-ア	003187	(8) 新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業(新たな資源管理システム構築促進事業) (平成30年度) (主)	(2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (3)-②-ア (4)-①-ア (4)-④-ア	003387
(2)	国際機関を通じた農林水産業協力拠出金うち水産分野 (昭和48年度) (関連:8-Ⅰ1⑧)	(3)-②-ア	007042	(9) スマート水産業推進緊急事業のうち特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策 (令和6年度) (主)	(2)-①-ア	020929
(3)	船舶運航等に要する経費 (-) (主)	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア	003379	(10) 生産現場における水産業のスマート化の推進 (令和4年度) (主)	(2)-①-ア	007780
(4)	さけ・ます漁業協力事業費補助金 (昭和53年度) (主)	(3)-②-ア	003381	(11) 環境変動に対応した持続的漁業・養殖業構築緊急対策事業 (令和7年度) (主)	(4)-④-ア	021454
(5)	漁業調整委員会等交付金 (昭和60年度) (主)	(2)-①-ア	003382	(12) 浜の活力再生・成長促進交付金 (平成17年度) (関連:8-Ⅲ②,Ⅲ③)	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-④-ア	003417
(6)	漁業資源調査に要する経費 (平成18年度) (主)	(1)-①-ア (3)-②-ア (4)-②-ア	003384	(13) 漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業 (令和7年度) (主)	(4)-③-ア	021431
(7)	養殖対策 (平成22年度) (関連:8-Ⅲ②)	(2)-①-ア	003386	(14) スマート水産業推進事業のうち特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策 (令和7年度) (主)	(2)-①-ア	021240
行政事業レビューシート 参照URL		https://rssystem.go.jp				

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)				関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和4年度 [百万円]	令和5年度 [百万円]	令和6年度 [百万円]	令和7年度 [百万円]		
(1) 漁業法 (昭和24年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的としている。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(2) 漁船法 (昭和25年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、かつ、漁船に関する試験を行い、もって漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的発展に資することを目的とする。 これにより、漁船の大きさ(トン数)及び性能等を管理することが、水産資源の乱獲を防止し、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(3) 水産資源保護法 (昭和26年)	-	-	-	-	(4)-④-ア	水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(4) 外国人漁業の規制に関する法律 (昭和42年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	外国人が漁業に関してする我が国の水域の使用の規制について必要な措置を定めることにより、我が国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事態に対処することが可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(5) 海洋水産資源開発促進法 (昭和46年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(6) 沿岸漁場整備開発法 (昭和49年)	-	-	-	-	(4)-③-ア (4)-④-ア	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進及び主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。
(7) 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 (平成8年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	我が国排他的経済水域における外国人による漁業等に対する許可等を行い、その漁獲枠を適切に管理することで資源管理の着実な実施が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。
(8) 持続的養殖生産確保法 (平成11年)	-	-	-	-	(4)-④-ア	漁協等による養殖漁場の改善を促進及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延の防止のための措置を講ずることを目的とする。 漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善・維持に取り組むことにより、持続的な養殖生産の確保に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)					
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	予算事業 ID	事業名 (開始年度)	関連 する 指標
【復興庁より】 (1) 被災海域における種苗放流支援事業 (平成24年度)		(4)-④-ア	000600	【環境省より】 (4) 地球環境保全試験研究費 (平成13年度)	-
【復興庁より】 (2) 放射性物質影響調査推進事業 (平成24年度)		(1)-①-ア	000601	【原子力規制委員会より】 (5) 放射能調査研究に必要な経費 (昭和32年度)	(1)-①-ア
【デジタル庁より】 (3) スマート水産産業推進事業 (令和4年度)		(1)-②-ア	-		
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL		https://rssystem.go.jp			

(注1)当該政策分野の主たる「予算」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各事業の行政事業レビューシートを参照。
(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	MSYベースの資源評価	持続的に採捕可能な最大の漁獲量(MSY:Maximum Sustainable Yield)を基準にした資源評価
注2	TAC資源	TAC資源とは、TAC(Total Allowable Catch;漁獲可能量(一年間に採捕することができる数量))により管理を行う資源のことをいい、改正漁業法に基づく資源管理基本方針において「特定水産資源」に指定された資源のこと。改正漁業法では、資源管理はTACによる管理を基本とするとされている。
注3	IQ管理	IQ管理とは、IQ(Individual Quota;漁獲割当て(特定の水域や漁業種類等で構成される区分である管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること。))により行う管理のこと。改正漁業法では、TACによる管理はIQ管理を基本とするとされている。
注4	RFMO	水産資源の保存及び持続可能な利用の実現を目指し、個別の条約に基づいて設置される国際機関。 沿岸国・地域及びかつお・まぐろ類等高度回遊性魚種を漁獲する国(遠洋漁業国)等が参加し、対象資源の保存管理措置等を決定している。